

12月は「税の滞納整理強化月間」

納税は国民の義務 税は暮らしを支える 貴重な財源

市では毎年12月を税の滞納整理強化月間として、税金の納期内納付を勧め、滞納をなくすために、さまざまな取り組みを行っています。

納税は国民の義務です

納税は国民の義務として、憲法第30条に「納税の義務」が定められています。税金を納期内

納付し、滞納しないようにしましょう。

市税は安心な暮らしを支える大事な財源です

市税には、市県民税、固定資産税や都市計画税、軽自動車税などがあります。これらは「生活環境の整備」「福祉の充実」「教育・文化の向上」など、豊かで安心できる暮らしを確保・維持するための大事な財源です。

市税は所得や資産の状況に応じて、公平に負担するものです。滞納は、納税の義務を怠ることであり、税負担の公平性を欠くほか、市の財政を圧迫することになります。そうすると、身近

な道路や公園の整備をはじめ、福祉や教育、保健、消防、ごみ処理など、生活に欠かすことのできない公共サービスの向上を阻害することになります。

健康を守る国民健康保険税(国保税)

国保税は、病気やけがをしたときの医療費や、出産育児一時金などの給付に使われ、私たちの健康を守るための貴重な財源です。

国保税を納めない人がいると、国民健康保険の財源が乏しくなります。そうすると十分な給付を行うことができなくなり、皆さんが負担する医療費の割合が

大きくなってしまいます。

国保税の滞納者には

国保税を滞納すると、通常の保険証の代わりに、有効期間の短い短期被保険者証が交付されます。また1年以上滞納した場合は、保険証を返却することになり、代わりに被保険者資格証明書が交付されます。被保険者資格証明書で医療機関などにかかったときは、医療費はいったん全額自己負担になります。そうならないためにも、国保税は決められた納期内に納めましょう。

延滞金を加算

税負担の公平性を確保するため、滞納した場合は延滞金が加算されます。

「タイヤロック」や「捜索」で滞納整理を実施

税金を納期限までに納付しないと、督促状や催告書を発送します。催促にもかかわらず「相談もなく納付しない」「納税誓約を守らない」などの場合、滞納処分を執行します。滞納処分では法律に基づき、給与、預貯金、生命保険、所得税還付金、売掛



自動車につけられたタイヤロック

納付が困難なときは相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業など、やむを得ない事情で納付が困難な場合は、必ず納期限までに相談してください。

一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。

問い合わせ先

●市税・国保税の納付
税務課収税班

☎ 62・5322

●国保保険証の交付

保険年金課国民健康保険班

☎ 62・5331

差し押さえ件数(平成28年11月現在)

種 別	差し押さえ件数
給 与	344
預貯金	94
生命保険	59
所得税還付金	29
不動産	3
その他	9
合 計	538

※上記のうち、65,946,446円を滞納税に充てました。